

■ 4条1項11号

不服 2022-019223

<本願商標>

「HAQURA」（標準文字）

第3類「化粧品，せっけん類，歯磨き，香料，薫料」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「はくら」（標準文字）

第3類「化粧品，せっけん類，香料類」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標について

本願商標は、「HAQURA」の文字を標準文字で表してなるところ、これは辞書類に掲載されている語ではなく、我が国において特定の意味合いを有する語として用いられているという事情も見当たらないことからすると、該文字は造語として認識されるというべきものである。

そして、そのような欧文字からなる造語については、これを称呼する場合、我が国において親しまれている英語の読み又はローマ字の読みに基づいて称呼するのが自然であるところ、英語において、例えば「hand」を「ハンド」、「aqua」を「アクア」、「camera」を「カメラ」と発音することに倣えば、本願商標は「ハクラ」と称呼することが考えられる。

そうすると、本願商標よりはその構成文字に相応して「ハクラ」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「はくら」の文字を標準文字で表してなるところ、これは「スズキの幼魚」(出典:「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店)を意味する語ではあるものの、これが一般的で平易なものであるとはいえず、また、該文字が引用商標の指定商品との関係において特定の意味合いを有する語として用いられているという事情も見当たらないことから、該文字は造語として認識されるというべきものである。

そうすると、引用商標よりは、その構成文字に相応して「ハクラ」の称呼が生じ、また、特定の観念は生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標を比較するに、外観においては、文字種や文字数が異なり、明確に区別することができるものである。

そして、称呼においては、「ハクラ」で同一であり、また、観念においては、いずれも特定の観念は生じないため、比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、称呼が同一であるとしても、観念において比較できないものであり、外観においては明確に区別できるものであるところ、本願商標及び引用商標の指定商品において、取引者、需要者が、専ら商品の称呼のみによって商品を識別し、商品の出所を判別するような実情があるものとは認められず、また、称呼による識別性が、外観及び観念による識別性を上回るとはいえないことから、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない、非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、両商標の指定商品の類否について判断するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しないものである。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「HAQURA」と引用商標「はくら」は、称呼が同一であるとしても、観念において比較できないものであり、外観においては明確に区別できるものであるところ、本願商標及び引用商標の指定商品において、取引者、需要者が、専ら商品の称呼のみによって商品を識別し、商品の出所を判別するような実情があるものとは認められず、また、称呼による識別性が、外観及び観念による識別性を上回るとはいえないことから、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない、非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

以前にご紹介した、「ちんちくりん」と「珍竹林」が非類似と判断された審決（不服 2022-005723）にも驚きましたが、本審決の結論も、なかなか驚くものがあります。両商標の観念が異なるケースであればまだわかるのですが、本審決では両商標はともに造語と認定されており、特定の観念は生じないとされております。

強いて挙げれば、「HAKURA」ではなく「HAQURA」の文字であるといった点に、本願商標の外観上の特徴がやや強いとは言えるでしょうか。

いずれにしても、このような審決が存在するとなると、欧文字からなる商標については、それらの読みに相当する片仮名や平仮名の商標についても、あわせて商標登録をしておかなければ安心できないということになりそうです。

一方で、本事件では平仮名の「はくら」が先行登録商標となっているわけですが、引用商標権者の立場からすると、後から出願される「HAQURA」のような欧文字商標の登録を阻止するのは、かなり難しいと言えそうです。仮に、「はくら」を一般的な欧文字表記とした「HAKURA」について防衛的に登録していたとしても、近年の審決における判断傾向においては、「HAQURA」とは非類似とされる可能性も十分にあり得る話だからです。

ちなみに、もし、引用商標が片仮名の「ハクラ」だったら、審決の結論は変わったのでしょうか。個人的には、審決の理由からは、結論は変わらないような印象を受けます。

また、本願商標「HAQURA」が登録された後、請求人や引用商標権者が、片仮名の「ハクラ」の商標を使用したい場合はどうすれば良いのでしょうか。引用商標権者はまだしも、請求人が日本国内で主に事業を行なうとした場合、片仮名の商標はまったく使わずに欧文字の商標だけを使用するといったことは、現実問題として可能なのでしょうか。

個人的には、いろいろと疑問の残る審決であるように感じた次第です。

（弁理士 永露 祥生）

< 2023年8月17日 >